

地方公会計の活用の促進について

平成 30 年 1 月 23 日
総務省自治財政局財務調査課

目次

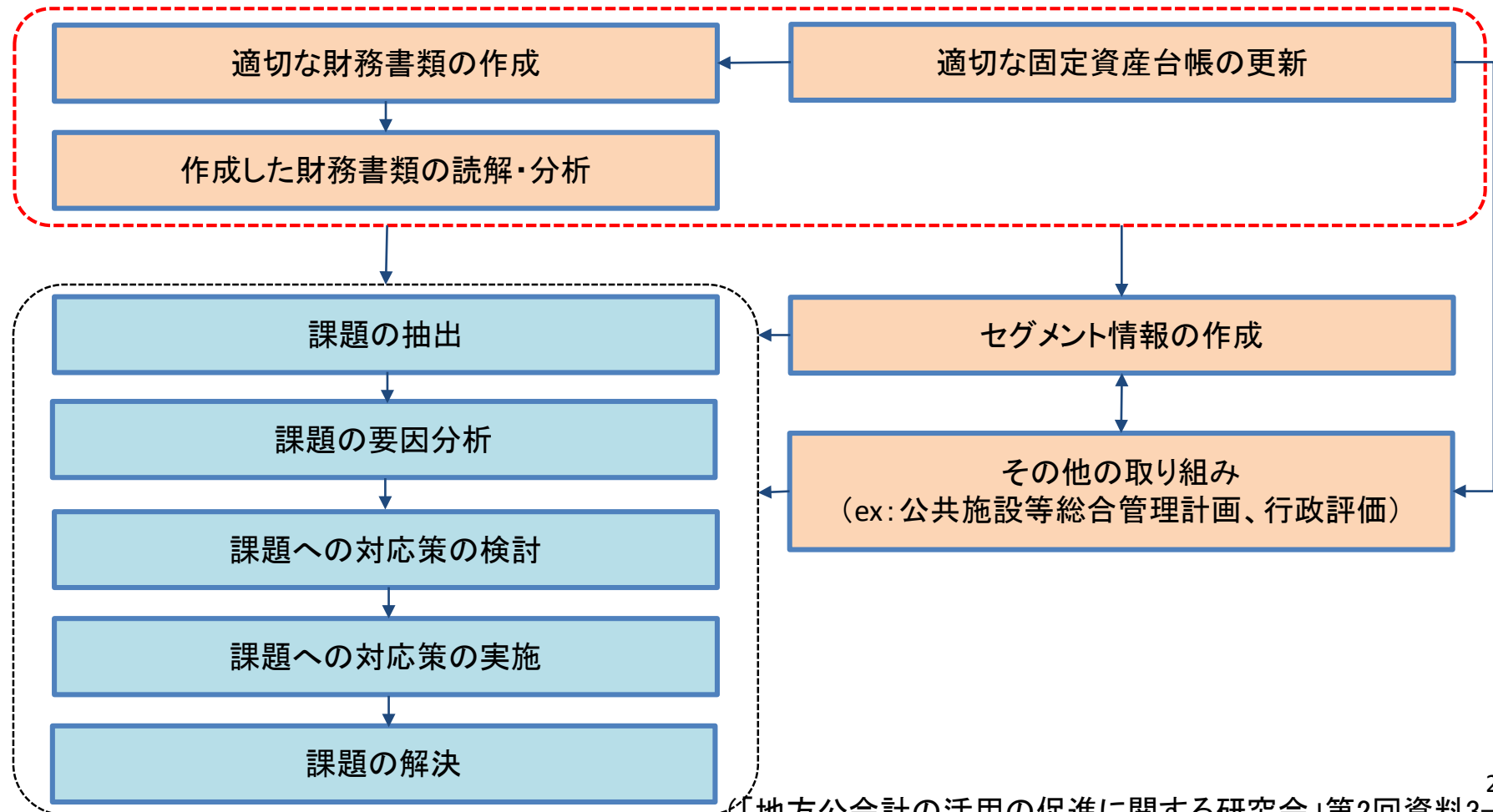
1. はじめに
2. 財務書類の適切な作成に向けて
3. 財務書類の分析について
4. 固定資産台帳の更新について
5. 固定資産台帳の公表について
6. 活用事例について
7. マニュアルの修正について

はじめに

「地方公会計の活用」とは・・・地方公共団体が財政運営を行う上で必要な検討をする際に地方公会計の情報と結びつけて考えていくこと

(「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書」(平成28年10月)より)

地方公会計情報を利用した課題解決に向けたステップ(例)



財務書類の適切な作成

活用の前提として、まずは財務書類を適切に作成できているかどうか自ら確認できるようにするため、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「マニュアル」という。)の中の「財務書類作成要領」にチェックリストを追加する。

統一的な基準による財務書類作成確認リスト(一般会計等財務書類用) (案)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き
 QA: Q&A集 研QA:「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」にて追加されたQ&A集 追QA:平成29年8月に公表された追加Q&A集

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I. 会計方針のマニュアルへの準拠性の確認						
(1) 共通事項	1	原則として歳入歳出データを単位として仕訳帳が作成されているか。	作29段落			
	2	歳入歳出データを単位として仕訳帳が作成されていない場合(予算科目単位で集計した歳入歳出データに仕訳を付与している場合など)においても、歳入歳出データとの整合性を検証可能であるか。	作29段落			
(2) 貸借対照表	1	各種の資産は作成要領第89～119段落に従い区分しているか。	作89～119段落			
	2	償却資産については、耐用年数が異なるごとに区分しているか。 (例: 建築工事を建物、建物附属設備、工作物等に区分する、道路工事を道路改良と舗装に区分する、等)	資32段落 追QA3(2).3			
	3	固定資産の取得原価には付随費用を加算しているか。	資39段落			
	4	固定資産の新規取得に際しては、資本的支出と修繕費を区分しているか。	資40～41段落			
	5	インフラ資産と事業用資産の区分は、作成要領別表8に準拠しているか。	作別表8			
	6	所有権移転ファイナンス・リース(重要性の低いものを除く)については、他の固定資産と同様、適切な取得価額・耐用年数・減価償却方法で評価されているか。	資24～30段落 QA3(2).7 研QA.23～24			
	7	各種の負債は作成要領第120～139段落に従い区分しているか。	作120～139段落			
	8	退職手当引当金は、作成要領第126段落に従って算定しているか。また、退職手当組合に加入している団体は、退職手当債務から組合等積立金を控除した額を計上しているか(平成29年8月18日の追加Q&A参照)。	作125～126段落 追QAその他1.9			
	9	賞与等引当金は、作成要領第137段落に従い、法定福利費(共済組合負担金等)を加算して算定しているか。	作137段落			
(3) 行政コスト計算書	1	業務費用は、作成要領第157～171段落に従い区分しているか。 特に、資産の機能維持のための費用は「維持補修費」に計上しているか。	作157～171段落			
	2	移転費用は、作成要領第172～176段落に従い区分しているか。	作172～176段落			
	3	経常収益は、作成要領177～180段落に従い区分しているか。	作177～180段落			
	4	臨時損失は、作成要領第182段落に示された費用・損失などのように、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。	作181～187段落			
	5	臨時利益は、臨時損失と同様、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。	作188～191段落			

固定資産台帳の更新について

活用の前提として、固定資産台帳を適切に更新していくことが重要であるため、マニュアルの中の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に更新に関する記載を加え、併せて先行して更新している団体の例を紹介する。

	東京都	浜松市	習志野市	宇城市	和光市
管理方法	公有財産台帳等と一元化 (道路台帳は別途保有)	各台帳のデータを一元化	固定資産台帳データと各種法定台帳データをそれぞれ管理	公有財産台帳等と一元化 (道路台帳・河川台帳等は別途保有)	公有財産台帳等と一元化 (道路台帳は別途保有)
更新スケジュール	日々	年度末	日々	日々	10月、5月(地方自治法上の年2回の財政状況の公表と合わせて)
登録内容のチェック	<ul style="list-style-type: none"> 会計管理局会計企画課が照合表を作成し、各局へ配信 各局が、当該年度の10月～翌年度の8月に照合表に基づき固定資産台帳と仕訳の明細を照合 	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネジメント推進課が、支出命令書と固定資産台帳(事業用資産)を突合 財政課が、支出命令書と固定資産台帳(インフラ資産)を突合 	会計課が支出伝票に基づいて、固定資産台帳の登録。出納閉鎖後に会計課において財政課が作成した普通建設事業の決算報告書及び財産に関する調書を固定資産台帳作成の参考とする。 また、公有財産台帳(土地)との突合は財務課が行っている。	予算科目を細分化することにより、固定資産台帳の登録が予算科目を特定し、システム上で登録をしないと作業が進まないよう制限をかけている。 財政課が、支出命令書と固定資産台帳を突合	予算科目を複式簿記の仕訳と1対1対応させることにより、固定資産台帳の登録対象を明確化したうえで、更新されているかどうかについてシステム上で潰しこみの確認を行っている。
建設仮勘定から本勘定への振替	資産形成につながる支出を建設仮勘定に計上し、完成時に原課で本勘定へ振替	年度末に建設仮勘定のデータを財政課が原課に確認	支出伝票起票時に資産形成につながる支出について、すべて建設仮勘定に一度、計上し、固定資産登録票(最終支払い時)により会計課で本勘定に振り替える。	年度末に建設仮勘定のデータを財政課が原課に確認し、原課が振替。	固定資産台帳更新事務の一環として実施。
開始貸借対照表	建物と附属設備を個別に登録	×	○ (平成20年度以降)	○ (平成17年1月の合併時点までさかのぼって登録。合併前は一体登録)	○ (施設保全台帳データを移行)
	耐用年数が経過した資産を登録	○	○ (平成20年度以降)	○	○

財務書類の分析について (①財務書類の読み方)

財務書類から財政状況を読み取り、財政上の課題や特徴を把握することによって、財政マネジメントの強化を図ることができるよう、マニュアルの中の「財務書類等活用の手引き」に基本的な財務書類の読み方を追加する。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,231	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 75	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,406	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440	負債合計	43,410
工作物	28,981	【純資産の部】	
工作物減価償却累計額	△ 22,509	固定資産等形成分	111,316
建設仮勘定	170	余剰分(不足分)	△ 41,376
物品	2,150		
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	497		
有価証券	45		
出資金	452		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減債基金	0		
その他	7,093		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減債基金	1,781		
徴収不能引当金	△ 26		
資産合計	113,349	純資産合計	69,939
		負債及び純資産合計	113,349

市民サービスを
提供するために
保有する資産

将来、現金とし
て行政サービ
スに使用する
資産

将来世代
の負担

過去又は現
世代の負担

財務書類の分析について（②財政指標の読み方について）

各種指標を実際に算出・比較することにより、財政状況を分析し、財政マネジメントの強化につなげられるよう、「財務書類等活用の手引き」の「Ⅳ 財務書類分析の視点」に各種指標の算定式を明示するとともに、経年比較や類似団体比較による分析の方法や留意点などを追加する。

社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)

- 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができる。
- ただし、地方債残高には臨時財政対策債などの特例的に発行した地方債も含まれているため留意が必要である。

算定式

$$\text{将来世代負担比率} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{公共資産(有形・無形固定資産合計)}}$$

(「地方公会計の活用の促進に関する研究会」第2回資料3-1より)

課題解決プロセスに沿った活用事例集について

課題の発見から課題の解決に至るまでのプロセスに沿って、地方公会計をどのように活用したのか、わかりやすく整理した活用事例集を整備し、順次充実を図る。

○ 事例名等

事例名	未収債権の徴収体制の強化
団体名	千葉県習志野市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

公会計制度の整備に向けて、職員に対しての周知を行うことが必要であることが取組の背景である。
 (参考)職員研修誌「視点」(平成20年3月)
 「財務書類の作成・活用等を通じて資産や債務に関する情報の開示と適正な管理を進め、税収等を効率的に使うことがこれからの自治体運営に求められている」

(2) 検討を開始した契機・導入過程

平成21年度以降、公会計所管課により「貸倒引当金」の研修会を実施した。研修内容の要旨は次のとおり。

貸倒引当金の必要性 → 債権管理への活用

現金主義・単式簿記は、収入時のみ会計記録が行われるため、年度末における未回収金額は歳入の枠組みの中では十分に開示されない。
 (決算書上は調定額と収入額との差額として収入未済額が表示される。)

一方、発生主義・複式簿記では、調定時点で未収金を資産計上するとともに、年度末には回収不能と見込まれる金額を見積もって貸倒引当金として計上し、未収金から貸倒引当金を控除して開示することで、将来の回収見込額を的確に把握できる。

貸倒引当金の算定の目的は、より効果的・効率的に債権の回収を行うことです。

適正な見積もりに基づく「貸倒引当金」「回収不能見込額」が開示されることにより、市民の理解・協力を促しながら、債権回収の目標を設定することができます。

また、その過程において、各部署が連携して未収金に係わる債権者の名寄せを行うことにより、債権回収体制の強化を図ることができます。

引当金により、より効果的・効率的な債権債務の管理が可能になる。

債権回収体制の一元化
各課における債権回収の工夫が重要です。

【事例収集先】

- ・東京都
(コスト比較による代替船建造)
- ・埼玉県和光市
(予算仕訳と固定資産台帳の正本化)
- ・千葉県習志野市
(未収債権の徴収体制の強化)
- ・千葉県浦安市
(受益者負担の適正化)
- ・東京都港区
(説明責任の向上)
- ・東京都町田市
(課別・事業別行政評価シートによる事業マネジメント)
- ・京都府精華町
(固定資産台帳の精緻化)
- ・熊本県宇城市
(施設の統廃合)

等

その他マニュアルの改正について

実務の進展に伴い生じた問い合わせ等を踏まえ、記載を修正すべき点について改正するとともに、複数回にわたり追加してきたQ&Aの内容の一部をマニュアルに反映する。

No.	記載場所			現行	改正案	理由																																																								
1	基礎知識	様式第2号		<table border="1"> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純経常行政コスト</td> <td>△570</td> </tr> <tr> <td>臨時損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産売却損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損失補償等引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純行政コスト</td> <td>△570</td> </tr> </table>	経常収益		使用料		その他		純経常行政コスト	△570	臨時損失		災害復旧事業		資産売却損		投資損失引当金繰入額		損失補償等引当金繰入額		その他		臨時利益		資産売却益		その他		純行政コスト	△570	<table border="1"> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純経常行政コスト</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>臨時損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産売却損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損失補償等引当金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純行政コスト</td> <td>570</td> </tr> </table>	経常収益		使用料		その他		純経常行政コスト	570	臨時損失		災害復旧事業		資産売却損		投資損失引当金繰入額		損失補償等引当金繰入額		その他		臨時利益		資産売却益		その他		純行政コスト	570	純経常行政コスト及び純行政コストの表記が「△」となっているが、行政コストであることから、「△」を削除します。 表示方法は関連資料の「【参考】財務書類の体系(4表形式)」及び「【参考】財務書類の体系(3表形式)」のとおりとします。
経常収益																																																														
使用料																																																														
その他																																																														
純経常行政コスト	△570																																																													
臨時損失																																																														
災害復旧事業																																																														
資産売却損																																																														
投資損失引当金繰入額																																																														
損失補償等引当金繰入額																																																														
その他																																																														
臨時利益																																																														
資産売却益																																																														
その他																																																														
純行政コスト	△570																																																													
経常収益																																																														
使用料																																																														
その他																																																														
純経常行政コスト	570																																																													
臨時損失																																																														
災害復旧事業																																																														
資産売却損																																																														
投資損失引当金繰入額																																																														
損失補償等引当金繰入額																																																														
その他																																																														
臨時利益																																																														
資産売却益																																																														
その他																																																														
純行政コスト	570																																																													
1	財務書類作成要領	本文	118段落	棚卸資産は、売却を目的として保有している資産をいいます。	棚卸資産は、商品・製品・半製品・原材料・仕掛品等をいい、販売用として所有する土地等も含みます。	記載を一致させるため、「売却を目的として保有している資産」という記載を台帳手引き100段落と同様にする。																																																								
2		本文	126段落	<p>○特別職に属する職員の退職手当引当金 当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の合計額</p>	<p>○特別職に属する職員の退職手当引当金 当該職員全員が当該年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の合計額</p>	「当該年度の前年度の」が記載誤りのため、修正する。																																																								
3		本文	127段落	<p>損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失(損失補償等引当金繰入額)に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第12条第5号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)によるものとし、地方道路公社及び土地開発公社に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。</p>	<p>損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失(損失補償等引当金繰入額)に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第14条第2号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)によるものとし、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。</p>	地方公共団体の財産の健全化に関する法律施行規則が改正されたため、条項及び内容の変更を反映します。																																																								
3		本文	197段落	<p>(1) 財源の明細については、収支等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。</p>	<p>(1) 財源の明細については、収支等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。 資本的補助金は、資産形成に充当した補助金をいい、資金収支計算書の投資活動収入の国県等補助金収入と「財源情報の明細」の有形固定資産等の増加の財源としての国県等補助金の数字が基本的に一致します。 経常的補助金は、資本的補助金以外をいいます。</p>	「(1) 財源の明細」における資本的補助金と経常的補助金の説明を加え、他の書類との関連性を明確にします。																																																								
4		本文	209段落、210段落	<p>209. 貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいいます。 210. 貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいいます。</p>	<p>209. 貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等をいいます。 210. 貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等をいいます。</p>	「開始貸借表について、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載」とするところが、開始後については記載がないため、開始後も同様の項目を固定資産等の変動に記載する旨を追加します。 貸付・基金等の増減に貸借対照表の投資その他の資産の本年度分から作成する旨を記載します。																																																								